

入札説明書

米子市掲示第54号に係る入札公告（以下「公告」という。）に基づく入札については、当該公告及び関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

記

- 1 公告日 平成25年12月3日（火）
- 2 契約者 米子市
- 3 担当部課 〒683-8686 米子市加茂町一丁目1番地
米子市総務部入札契約課（電話0859-23-5365）
- 4 入札物件
 - (1) 業務名 一般廃棄物収集運搬業務
 - (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- 5 入札方法 条件付一般競争入札
- 6 契約条項を示す場所及び日時
 - (1) 場所
米子市加茂町一丁目1番地 米子市総務部入札契約課
 - (2) 日時
平成25年12月3日（火）から平成26年1月14日（火）までの日（次に掲げる日を除く。）の午前9時から午後5時まで
ア 日曜日及び土曜日
イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
ウ 平成25年12月30日及び同月31日並びに平成26年1月2日及び同月3日）
- 7 入札参加資格
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第4条第1号から第3号までに規定する委託基準に適合すると認められ、かつ、表1に掲げる要件の全てを満たした事業協同組合又は共同企業体であつて、その構成員が平成25年12月3日（以下「公告日」という。）現在において表2に掲げる要件の全てを満たしているものでなければ、本件入札に参加することができません。

表1 事業協同組合又は共同企業体としての要件

区分	事業協同組合の場合	共同企業体の場合
設立根拠	中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づき設立されたものであること。	共同企業体協定を構成員間で締結することによって設立されたものであること。
必要とする構成員数		3者以上
主たる事務所の所在地	米子市内にあること。 (当該組合に適用)	米子市内にあること。 (構成員全員に適用)

構成要件	公告日現在において、構成員全員が米子市における一般廃棄物収集運搬許可業者（塵芥収集運搬に限る。）であること、又は事業協同組合として米子市における一般廃棄物収集運搬業務受託業者であること。	公告日現在において、構成員全員が、米子市における一般廃棄物収集運搬許可業者（塵芥収集運搬に限る。）又は一般廃棄物収集運搬業務受託業者（事業協同組合を除く。）であること。
納付金の滞納状況	市税その他米子市への納付金並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。ただし、入札日までに完納すれば可とする。	
構成員の重複禁止	構成員が、本件入札に参加する他の事業協同組合又は共同企業体の構成員となっていないこと。	
一般廃棄物収集運搬業務の実績	平成24年度において米子市クリーンセンターに搬入した一般廃棄物の量が、事業協同組合又は共同企業体の構成員の合算値で300トン以上であること。	

表2 構成員となり得る者の要件

<ol style="list-style-type: none"> 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当していないこと。 2 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。 3 地方自治法施行令第167条の4の規定により入札参加資格を有しない者でないこと。 4 市税その他米子市への納付金並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。ただし、入札日までに完納すれば可とする。 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。 6 市内における一般廃棄物の収集運搬業務の実績を2年以上有すること。

8 入札説明会の日時及び場所

- (1) 日時 平成25年12月11日（水）午後1時30分
- (2) 場所 米子市加茂町一丁目1番地
米子市役所本庁舎4階 401会議室

(3) 参加申込み

入札説明会に参加を希望される方は、平成25年12月10日(火)午後5時までに、米子市総務部入札契約課(電話0859-23-5365)へ電話にてお申込みください。

9 入札参加申込みの期限及び場所

(1) 期限 平成25年12月25日(水) 午後5時

(2) 場所 米子市加茂町一丁目1番地 米子市総務部入札契約課

(3) 提出書類

ア 入札参加申込書(様式第1号)・・・1部

イ 登記事項記載事項証明書(事業協同組合の場合に限る。)又は共同企業体設立協定書の写し(様式第2号)(共同企業体の場合に限る。)・・・1部

ウ 市税等納付確認同意書(様式第3号)・・・全構成員分各1部。なお事業協同組合にあつては、当該組合分1部も別に必要。

エ 消費税及び地方消費税の滞納がない旨の納税証明書(申込日前1か月以内に発行されたものに限る。)・・・全構成員分各1部。なお事業協同組合にあつては、当該組合分1部も別に必要。

オ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当していない旨の申告書(様式第4号)・・・全構成員分各1部

カ 財務諸表(直近2年分のもの)・・・全構成員分各1部。なお事業協同組合にあつては、当該組合分1部も別に必要。

キ 役員等調書兼照会承諾書(様式第5号)・・・全構成員分各1部。なお、事業協同組合にあつては、当該組合分1部も別に必要。

※エ、キについては、米子市の入札参加有資格者として登録されている場合は、重ねて提出することを要しない。

※提出書類様式電子データ(ワード形式)の希望者は、総務部入札契約課(k e i y a k u @ c i t y . y o n a g o . l g . j p)まで、電子メールにて、業務名を明記の上、「提出書類様式希望」と送信のこと。

10 本件入札に対する質問及び回答

(1) 質問先 米子市総務部入札契約課

ファクシミリ 0859-23-5368

質問事項を記載した書面(別記様式第6号)をファクシミリで送付してください。

(2) 質問期限 平成25年12月20日(金)午後5時

(3) 回答方法 米子市ホームページに順次掲載します。なお、質問がなかった場合は掲載しません。

11 入札保証金 免除

12 入札の方法 郵送又は電送による入札は、認められません。

13 最低制限価格

予定価格(非公表)の10分の9に相当する額の最低制限価格を設定します。

14 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 平成26年1月14日(火)午前10時

(2) 場所 米子市加茂町一丁目1番地

米子市役所本庁舎2階 202会議室

※12月市議会において、本件についての関係予算の議決がなされなかった場合は、入札を中止します。その際は改めてご連絡させていただきます。

15 入札の手順

(1) 持参物

- ア 入札書
- イ 委任状（代理人が入札する場合）
- ウ 印章(代理人の場合は、代理人の印章。なお、ゴム製のものは、不可)
- エ 筆記用具(鉛筆は不可)
- オ 辞退する場合の辞退届用紙

(2) 入札書・委任状・辞退届の記入方法

別紙記載例のとおり

(3) 落札者の決定

- ア 最低制限価格を下回る価格を提示した者は落札者となることができず、予定価格を下回る価格で入札した者のうち、最低価格を提示した者を落札者とします。
- イ 落札者がなかった場合は、引き続き、再度入札を行います。入札は、最高3回まで行います。
- ウ 落札者となるべき入札者が2人以上いる場合は、地方自治法施行令第167条の9の規定に基づき、くじによって落札者を決定します。この場合において、くじを辞退することはできません。
- エ 入札執行を3回まで行っても落札者がなかった場合には、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、示談による随意契約をすることがあります。
- オ 入札結果(入札者名、入札金額等)は、入札後に一般公開予定ですので、ご了承ください。

(4) その他の留意事項

- ア 入札開始時刻までに入札場所に参集されなかった方は、入札に加わることはできません。
- イ 入札者が1人であっても、入札は実施します。
- ウ 入札書には、記名押印をしてください。
- エ 入札金額は、算用数字を使用して記入してください。
- オ 入札金額は、明確に記入するものとし、これを訂正することはできません。
- カ 入札に参加する資格のない者の入札は無効となります。
- キ 他の入札者の代理を兼ねた者の入札は無効となります。
- ク 2人以上の入札者の代理をした者の入札は無効となります。
- ケ 代理人による入札をしようとするときは、必ず委任状（受任者の意思が明確であるものに限る。）を提出してください。
- コ 入札者は、入札書を提出するまでの間に入札辞退届又は入札を辞退することを明記した書面を提出すれば、いつでも入札を辞退することができます。
- サ 入札参加申込みは、入札参加の意向を確認するものであって、必ず入札に参加することができるとは限りません。
- シ 提出された書類は返却しないものとします。なお、提出された資料は、

提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しません。

ス 入札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があると認められたときは、入札の執行を中止することがあります。

セ 入札手続については、この入札説明書に記載のほかは、地方自治法施行令、米子市契約規則（平成17年米子市規則第43号）及び米子市会計規則（平成17年米子市規則第44号）に定める規定に基づき執行いたします。

16 お問合せ先

〒683-8686 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地

米子市総務部入札契約課

電話 0859-23-5365

ファクシミリ 0859-23-5368

<参考>

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号

四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ハ この法律、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ 第七条の四第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項若しくは第十四条の三の二第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項（これらの規定を第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第七条の四第一項第三号又は第十四条の三の二第一項第三号（第十四条の六において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するもの

と認められる者を含む。以下この号、第八条の五第六項及び第十四条第五項第二号ニにおいて同じ。)であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。)

ホ 第七条の四若しくは第十四条の三の二(第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第四十一条第二項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第三項(第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から五年を経過しないもの

へ ホに規定する期間内に次条第三項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ホの通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

ト その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めらるに足りる相当の理由がある者

チ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第十四条第五項第二号ハにおいて同じ。)がイからトまでのいずれかに該当するもの

リ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの

ヌ 個人で政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの

○地方自治法施行令第167条の4

1 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。